

蒲郡市福祉ホーム事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 蒲郡市は福祉ホームの適性かつ円滑な運営を図るため、蒲郡市福祉ホーム事業（以下「事業」という。）を実施し、福祉ホームを運営する社会福祉法人等（以下「事業者」という。）に対し、補助金を交付するものとし、この要綱を定める。

(補助対象者)

第2条 この事業における福祉ホームとは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定を満たした福祉ホームであって蒲郡市の指定を受けた事業者とする。

(補助対象経費及び補助金)

第3条 前条の補助金の交付対象となる経費及び補助金は、次のとおりとする。

1 福祉ホームを運営するために必要な経費は報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費等とする。

2 補助金の基準単価は、次のとおり算出する。

(1) 定員が5人から9人の場合 1施設当たり年額3,055.2千円

(2) 定員が10人から19人の場合 1施設当たり年額3,641.35千円

(3) 定員が20人以上の場合 1施設当たり年額4,814.6千円

ただし、運営月数が12月に満たない場合（1月未満は1月とする。）は上記補助金額を12で除して得た額に運営月数を乗じて得た額とする。

(事業の指定)

第4条 この事業において補助を受けようとする福祉ホームは、蒲郡市福祉ホーム事業指定申請書（第1号様式。以下「指定申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の指定申請書を受理したときは、その内容を審査し、指定の可否を決定して、蒲郡市福祉ホーム事業指定決定通知書（第2号様式）又は蒲郡市福祉ホーム事業指定却下通知書（第3号様式）により福祉ホームに通知するものとする。

(交付申請)

第5条 福祉ホーム事業で、補助金の交付申請をする者（以下「交付申請者」という。）は、蒲郡市福祉ホーム事業補助金交付申請書（第4号様式。以下「交付申請書」という。）を市長に提出するものとする。

(補助条件)

第6条 事業に係る補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分若しくは執行計画を変更（市長が定める軽微な変更は除く。）する場合には、蒲郡市福祉ホーム事業変更承認申請書（第5号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止をする場合には、蒲郡市福祉ホーム事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつそれらの当該帳簿、証拠書類を補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (5) 第1号の規定による市長が定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に影響を及ぼさない範囲内の額で、補助対象経費の20%以内の増減とする。

(交付決定)

第7条 市長は、第5条の規定により提出された補助金の交付申請書について審査し、補助金の交付が妥当と判断した場合、蒲郡市福祉ホーム事業補助金交付決定通知書（第7号様式。以下「交付決定通知書」という。）により交付申請者に通知する。

(交付請求)

第8条 交付決定通知書を受けた交付申請者は、事業の開始日の翌月から蒲郡市福祉ホーム事業補助金交付請求書（第8号様式。以下「交付請求書」という。）を市長に提出し、補助金（市長の定める額）の請求を行うことができるものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は前条の請求があった日から30日以内に、内容を確認のうえ補助金を交付するものとする。

(報告)

第10条 福祉ホーム事業者は、援護の実施者が蒲郡市以外の市町村となる利用者が入居又は退居した場合は、蒲郡市福祉ホーム事業入居（退居）届出書（第9号様式）を市長に提出しなければならないものとする。

2 福祉ホーム事業者は、蒲郡市福祉ホーム事業実績報告書（第10号様式）を翌年度の4月10日までに市長に提出しなければならないものとする。

（事業の変更）

第11条 第4条第2項の指定を受けた事業者で、指定申請書の内容に変更があった場合は蒲郡市福祉ホーム事業指定変更届（第11号様式）を市長に提出しなければならないものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年2月26日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市福祉ホーム事業補助金交付要綱の規定による諸様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。